加盟店規約(タクシーチケット)

第1条(目的)

第2条(総則)

第3条に定める加盟店と当社とは、本規約に定めるタクシーチケット制度が円滑に運営されかつ十分に効果を発揮し得るように協力するものとします。

- 1.本規約を承認したうえで、当社に加盟を申込み、当社が、加盟を認めた個人、法人及び団体を加盟店とします。
- 2. 加盟店は、当社に対して事前に商号、代表者、所在地、電話番号及び売上代金振込指定金融機関口に牽等・当社所定事項を届け出るものとします。 3. 加盟店は、当大トトの取扱い及び加盟店の業務内容等について当社より資料の請求があった場合、速やかにこの資料を提出するものとします。
- 加盟店は、チケットの適正な普及向上に協力するものとします。 加盟店は、当社が使用者のチケット利用促進のために加盟店の個別の了解なしに印刷物等に加盟店及び標章、所在地等を掲載することをあらかじ め承諾するものとします。
- 第4条(届出事項の変更 がす来、側山寺線の変更) 1.加盟店は、当社に対して届け出た商号、代表者、所在地、電話番号、売上代金振込金融機関口座、その他の諸事項に変更(追加を含む)が生じた場合
- 1.7版画店は、当社所定の方法をもって、選擇なく当社に届け出るものとします。 2. 加盟店は、前項の届出がないために通知、送付書類または振込金、その他が延着しまたは到達しなかったとしても、通常到達すべきときに加盟店に到
- 達したものとみなすことに異議ないものとします。

- たりのである。 第5条、地位の譲渡の禁止等) 1.加盟店は、本規約に基づく契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
- 1.加温店は、本規約に基づき加盟店が当社に対して有する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。 第6条(業務の委託)

- 票6条(集務の委託) 1. 加盟店は、本規則に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないもとします。 2. 前項にかかわらず、当社が事前に承認した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。 3. 前項により出仕学業務委託を実認した場合においても、加盟店は実践的に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業 務委託した第三者(以下「業務代行者」という)が委託業務に関連して、当社または他の第三者に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当 社主とは他の第三者の損害を指摘できるものとします。
- れるには100分第二章の対策でも前員するものとします。 4. 加盟店は、業務代行者を変更する場合は、事前に当社に申し出、当社の承認を得るものとします。 5. 当社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を 加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。
- 第7条(信用販売)

- 1. 加盟店は、使用者がチケットを提示してサービスの提供等を求めた場合、本規約に従い、使用者に対して信用販売を行うものとします。 2. 当社の発行するチケットは、チケット番号及び有効期限等当社所定の記載事項を満たした当社より通知したものを有効として取り扱うものとします。
- 第8条(信用販売の方法)
- 1. 加温店は、使用者が加温店のジンジーを利用し、ナブ・トを表示し、信用販売を要水して場合、ナブ・ドウス機構、有効制度及に無効ナテレル通知の 香業を開告して、ナナットが有効であることを確認し、使用者が会員より利用し、利用金銭、乗車区間等所定の事項を記入したチケットに加盟店のタク シーの年間番号、連載者名等所定の事項を記入し、使用者より受視した上当社に提出するものとします。 2. 利用金銭は、次の各号の金銭のみとし、ナブスだり進去の売掛金の精算等を含めることはできないものとします。 ① タウンーに設置されている料金メーターの表示額 ② 使用者の体報または承載を得て利用した有料温路の料金

- な。使用者の必頼えた。は不能と同じ、何利用した有利性を必ずる。 後、使用者の依頼よどは済産を得て利用した有利性を通いする。 3、加盟日は、チケットの金額訂正、日付の不実配離等はできないものとします。 4、加盟日は、チケットを制定限のようケットを観めて利助限を確認し、有効期限を経過したものであるときは取扱いをしてはならず、使用者より回収す
- るように努めるものとします。 5.加盟店は、当社が、使用者のチケット使用状況等について調査を依頼した場合、これに対し協力するものとします
- 6.加盟店は、チケット記載の利用金額を終らないよう十分に注意し、後日使用者より異議の申出があったときは加盟店の責任において解決し当社に迷惑をかけないものとします。
- 診をかけてないものとしょす。 第9条(信用服務を対象が制度) 1.加盟店が使用者1人当より1回の乗車につき信用販売できる金額は、下記の金額等の範囲内とします。また、利用限度額の異なるチケットを併用し (信用服務を考りことはできないものとします。 ① チケット1枚の利用限度額が1万円未満の場合、チケット4枚までで合計金額は、3万円以下とします。

- ② チケット1枚の利用限度額が10万円未満の場合、チケット1枚までで合計金額は、10万円未満とします。 2.前項に反し、加盟店が、信用販売限度額を超えて信用販売を行った場合には、加盟店は、当該信用販売の代金全額について一切の責任を負うものと

第10条(信用販売の円滑な実施)

- % 10 0% (IB HMX)ロッパ用は 条両の 加盟店は、有効なチケットを提示した使用者に対し、その取扱いを拒絶したり、直接現金での支払いを要求したり、他社の発行するチケットの利用を要求したり、現金販売と異なる代金を請求する等、チケットの円滑な使用を妨げる何らの制限も行うことができないものとします。
- ぶらにケースを重要がた実体なりに重要的である。 第11条(無効チケットの取扱い) 1.加盟店は、当社から、紛チ・盗難等の理由により無効とする旨の通告を受けたチケット及び明らかに偽造、変造、模造もしくは破損と判断できるチケッ
- トでは、信用販売を行わないものとし、当該チケットを回収、保管のうえ、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。 2. 加盟店は、前項に違反して信用販売を行った場合、当該代金全額について責任を負うものとします。 3.第1項のチケットに起因する売上等が発生した場合、加盟店は、必要に応じて、加盟店の所在する所轄警察署へ当該売上に対する被害届を提出する
- ものとします。 第12条(法令遵守)
- 第12条(は日曜日) 本契約に基づく信用販売に関し、使用者に対して掲示する広告その他の書面並びに信用販売方法について、加盟店は、割減販売法、特定商取引法、景 品表示法、消費者契約法その他の法令等を遵守するものとします。
- 第13条(立替金の請求) 1.加盟店は、第8条に基づき使用者への信用販売をしたチケットを集計し、当社所定の集計票を添付して、信用販売を行った日から原則として2ヶ月以
- 1. 加温(は、赤の巻に-巻、プロボロ等、いたが加水がたじん) ファドを乗回し、当社がたい寒回 ボッキョン・・・・ロアの れに当社(知道) するように提出するものとします。 2. 加温(は、信用販売を行った日からとヵ月以上経過したチケットについて、その代金を請求できないものとします。 3. 第1頃の立巻をの譲来は、当場チケット及び集計業が当社に到着した時にその効力を生ずるものとします。
- 4.加盟店は、売上債権を第三者に譲渡できないものとします。 第14条(立替金の支払方法)
- れ、前条の請求に基づく347/126/ 1、前条の請求に基づく当社の加盟店に対する立替金の支払いは、当社が別途定める締切日毎、それに対応する支払日に売上債権の総額より第16条 記載の加盟店手数料を差し引いた金額を加盟店の指定金融機関口座へ振り込むことにより支払うものとします。なお、月末以外の支払日が金融機関外業日の場合は翌営業日、月末の支払日が金融機関外業日の場合は前営業日に支払うものとします。
- 米ロン・海田・英語・ポロ・ババ・バンスはロウ 重ね場向い来には一般の音が画来によるカランとします。 2. 加盟店が当社に送付したチケットが、本規約に違反している場合には、当社代、当該代金の支払いを拒絶することができるものとします。 3. 加盟店から提出されたチケットの正当性に疑義がある場合、加盟店は、正当性を証明できる資料を提出する等当社の調査に協力するものとします。
- また、その調査が完了するまで、当社は、加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします

がいるべいが、 加盟店が当社に対し債務がある場合には、当社は加盟店に支払うべき立替金をもってこれを相殺することができるものとします。

が開放し、チャットによる信用販売額に対して、当社所定の料率により計算した加盟店手数料を当社に対して支払うものとします。(円未満切り捨て)

- が加速になって、アイドとの自然が取りませた。 第17条(使用者のチケット利用により加盟店が提供したサービスに関して、何らかのトラブルが生じた場合、加盟店は、その負担と責任において、かかるトラブ ルを遅滞なく処理するものとします。
- 2、前項の使用者とのトラブルに関して、使用者が当社に対する支払いを拒否しまたは濁らせた場合、加盟店は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるも
- ったします。 3.加盟店と会員との間で第1項に定めるトラブルが発生した場合、当社は、加盟店に対し当該トラブルに関して調査を行うことができるものとします。 なお、加盟店は、当社が行う調査に対し協力するものとします。

- 要な行前を講するものとしょす。 5、第2項に話する場合、加盟店に対する立替金支払いは、以下のとおりとします。 (1)当路金銀が立替払、場の場合には、当社は、当該金銀の支払いを保留または拒絶できるものとします。 (2)当路金銀が立替払い場かの場合には、加盟店は、当社のお募末にか、退滞なく立替金を返還するものとします。 また、当社は、当該代金をの担以降の加盟店に対する立替金から走し引いるものとします。 (3)当該技术事の解消し、場合には、当社は、加盟店ごお該立着を全支払うものとします。

- (3) 当時が打守部の作用(以、場合には、当社は、加盟にい一部は当金をよれ、アロンとしょ。 第18条(権金・風形の海縁に関する責任) 1. 加盟区が、以下の事件に裁当する場合には、当社は、加盟店からの第13条に基づく請求に対する立替金の支払いを拒絶することができ、当社がその 立替金を支払い添みの場合には、加盟区は、当社はがして、直ちに返還するものとします。
- (1)チケットが正当なものでない時 (2)チケットの記載内容が不実不備である時

- (3)第7条、第8条、第9条、第10条に反して信用販売をした時 (4)第11条に反して無効チケットの使用者に信用販売をした時 (5)第14条第3項のまたは第17条第3項の調査に加盟店が協力しない時
- (6)第17条の使用者との紛騰が解消しないと当社が判断した時
- (7) その他加盟店が本規約に反して信用販売を行ったことが判明した時
- 2.前項に該当した場合、当社は、加盟店に通知します。また、立替金が支払い済みであるにも係わらず、加盟店が、立替金を返還しない場合には、当社は、

次回以降第13条に基づき加盟店に対して支払う支払金総額から当該代金を美し引けるものとします。

- 1.加盟店または当社が、書面により3ヶ月以上の予告期間をもって、相手方に通知することによって、本契約は、解約できるものとします。
- 前項の規定に関わらず、当社は、直前1年間に信用販売を行っていない加盟店について、予告することなく本契約を解約できるものとします。
- 加盟店が、下記事項に該当する場合、当社は、加盟店に対し、無催告で、直ちに本契約を解除できるものとします。その場合、加盟店は、事由の如何を問 加温店が、「記事項に扱うする場合、当社は、加温店に対し、無能 わず、当社に生じた損害を賠償するものとします。 1.加盟店の届出書類等に虚偽の申請があったことが判明した時
- 2.第5条に反して本契約上の地位を第三者に譲渡等した時 3.第8条に反した売上があった時

- 3-360米に及びた企業に必ず当社からの調査に応じない時、及び再発防止体制に必要な措置を講じない時 5.第17条、第18条に反じて宣替金の返還に応じなかった時 6.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した時
- 3. 加温店の電楽文は業態が必用食格に反していると当社が判断した時 8. 手形・小切手不渡り、銀行取引停止、差し押さえ等の滞納処分及び破産、民事再生手続き等の申し立てをし、もしくは受ける等加盟店の信用状態に
- 10. 本契約以外の加盟店・当社間で締結する契約のいずれか一つでも解除された時 11. その他本契約に違反し、もしくは当社が加盟店として不適当と認めた時
- 第21条(契約終了後の処理)
- 第21 ★(大きのは)は、少なが、 1.前二条により、本契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた信用販売等は有効とし、加盟店及び当社は、当該信用販売等を本規約に従い 取扱うものとします。ただし、加盟店、当社間で別途合意がある場合はこの限りではないものとします。 2.当社が第20条により本契約を解除した場合・当社は、使用者から当該方上債権の支払いも受けるまでは、加盟店に対する立替金の支払いを留保することができるものとします。また、当社が、使用者からの支払いを受けることができないと判断した場合には、立替金の支払いを拒絶することができる
- ものとし、既に支払済みの場合には、加盟店は、当該立替金を即時返還するものとします。 加盟店は、本契約が終了した場合には、直ちに加盟店の負担と責任において、当社より交付された集計票等の販売関係書類等を速やかに当社に返
- 麗するものとします. 第22条(加盟店情報の収集及び利田等)
- 1.加盟店及びその代表者または当社に加盟店契約の申込みをした個人・法人・団体及びその代表者(以下併せて「加盟店等」という)は、当社が本項
- (1)に定める加盟店等の情報につき必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。 (1)本実的(本申込を含む、以下同じ)を含む当社と加盟店が同節の加重や込事変及が加重後の管理等取引上の判断の為に、以下の加盟店等の情報 代表者の個人情報を含む、以下加盟店情報していう)を収集、利用すること。
- ①加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所、代表者の生年月日、代表者の電話番号等加盟店等が加盟申込み時及 び変更届け時に届け出た事項
- ②加盟申込日、加盟承認日、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と当社の取引に関する事項 ③加盟店のチケットの取扱い状況 ④当社が収集した加盟店等のクレジット利用履歴

- (3)当在アル県レア加盟は等ペクアレントが利用機能 (5)加盟高等の登集計画等の管理を誘動の記載等書 (6)当社が発生かつ選出な方法で収集した登記簿。住民票等公的機関が発行する書類の記載事項 (7番誌帳、住予団のこの音等において公開されている情報 (2)以下の目的のために、加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店が本号②に定める営業来内について中止を申し出た場合、当社は果務運営上支 機がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の上出出当社は前い合わせ窓口へ連絡するものとします。)

- ②宣伝物の送付等当社または他の加盟店等の営業案内
- 3 当社のクレジットカード事業、その他当社の事業(当社定款記載の事業をいう)における新商品、新機能、新サービス等の開発 (3)本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託すること。
- 2. 加盟店等は、当社、当社が日本国内、国外で現在及び将来において提携する会社、組織が運営するウレジットカード取引システムに参加するカード会社の方は、当社と本項に関し提携したカード会社、またはこのカード会社と同様に接触したカー接針と以下「規格会社」という)が加盟中込み審査及び加盟金の管理等の兄の中国のために、本条第、頃(10)②3③の加盟品情報を共同利用であるととに関連します。なるよ本原に差、共同利用に係わる 加盟店情報の管理に責任を有する者は当社となります。(提携会社は次のホームページアドレスにてご確認いただけます。
- ホームページアドレス:http://ts3card.com/
- 第23条(加盟店情報交換制度について) 1.加盟店等から収集した情報の登録及び利用について
- センター(以下「センター |という)へ登録し、センター加盟会員会社によって共同利用します。
- 2.加盟店情報の共同利用
- (1) 共同利用の目的 割賦販売法第35条の20及び第35条の21に基づき、センター加盟会員会社における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報を登録及び利用することにより、加盟会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資すること を目的としています。
- 2) 矢崎町3月 する 情報の73日 ①包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- ③ 日前日前内内のようにかなりによりる、当該販売店等との加盟店契約時の調査及び苦情処理のために必要な調査の事実及び事由 ③ 包括信用購入あっせん取引における、当該販売店等との加盟店契約時の調査及び苦情処理のために必要な調査の事実及び事由 ③ 包括信用購入あっせん取付に借別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の利益の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっ せん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由 ④利用者等の保護に欠ける行為に該当し、当社・顧客に不当な損害を与える行為に関する客観的事実に関する情報
- ⑤顧客(契約済みのものに限らない)から当社及びセンター加盟会員会社に申し出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為及 び当該行為と疑われる情報
- ⑥行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、センターが収集した情報
- ◎上記の1世利用有寺♥ 不縁に入りる11分に関する。 ⑨前記各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合) は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日)
- 3、加盟店情報を共同利用するセンター加盟会員会社(共同利用者の範囲) 3.7が画面目標を3.7が1977分でとこと / が画面表質な1.7×1979分間と3.4地間/ 包括信用購入あっせた業者、個別信用購入あっせた業者、立替払取次業者のうち、社団法人日本クレジット協会会員でありかつセンター加盟会員会社 ※センター加盟会員会社は、社団法人日本フレジット協会のホームページに掲載しています
- ホームページアドレス:http://www.j-credit.or.jp. 4.運用責任者
- *・延/世界には ・社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター 住 所:東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階
- 雷話番号:03-5643-0011
- 報酬学う。053043 0617 第24条(加盟店情報の開示, 8j正、削除) 1.加盟店等は、当社及び加盟店情報交換センターに対して、当社及び加盟店情報交換センターが保有する加盟店情報を開示するよう請求することが
- できます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとします。 (1)当社への開示請求:当社お問い合わせ窓口へ
- 2)加盟店情報交換センターへの開示請求:前条に記載の加盟店情報交換センター窓口へ

- あっても、加盟を断ることや解約の手続きをとることはないものとします。 第28条(契約が飛立時及び契約後了後の加盟信精物が利用。 第28条(契約が飛立時及び契約後了後の加盟信精物が利用。 第38条(対しない場合であっても加盟申込をした事実は、承認をしない理由の如何を問わず、第22条に定める目的(ただし、第22条第1項
- (2)②に定める当社の営業案内を除く)及び第23条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。 2.当社は、加盟店契約終了後も第22条に定める目的(ただし、第22条第1項(2)②に定める当社の営業案内を除く)及び開示請求等に必要な範囲で
- 法令等または当社が定める所定の期間加盟店情報を保有し利用します。 第27条(チケットに関する情報等の機器形成 1. 加盟店は、本規則に基づいて知り得た会員番号その他のチケット及び会員に付帯する情報並びに加盟店手数料率を含む当社の営業上の機密(以下 「取引情報」という)を他に漏洩(削除)及び紛失してはならないものとします。また、取引情報を信用販売を行う目的以外に利用してはならず、利用目的 が終了次第速やかに加盟店の責任のもとに当該取引情報を破棄または消去等するものとします。
- 2.加盟信は取引情報が第三者に漏洩すること、及び紛失することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一 切の措置をとるものとします。 3. 加盟店の青に帰すべき事由により、当社に会員番号その他のチケット及び会員に付帯する情報に関する漏洩事故、紛失事故等による掲書が発生した
- 3.加温的の景にから、10年日におり、当該損害の賠償を請求することができるものとします。 4.取引情報が漏洩、紛失等した場合、またはそのおそれがあると認められる場合、加盟店は、直ちに当社に連絡するものとし、当社が当該連絡に基づき 実施する調査に応じること、及び当社が信用販売の停止等の措置を講じることを了承するものとします

- 5. 加盟店は、取引情報が漏洩、紛失等した場合は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとし、当社に当該再発防止策について通知するものとし
- ます。なお、加盟店は、当該再発防止策に対し当社から指導を受けた場合は、これに従うものとします。 6.第1項ないし第5項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。 筆28条(反社会勢力との取引
- 1.加盟店は、加盟店、役員・従業員、親会社及び子会社等の関連会社(役員・従業員を含む)が、以下に該当しないことを保証するものとします。
- ①暴力団及びその構成員、準構成員 ②暴力団関係企業及びその役員、従業員 ③企業から株主配当以外の不当な利益を要求する団体及び個人(総会屋等)

- 3ででが推断。別が支条が行為または成功は料理で移れたが当立要求を行り回体及が関へ 2、即置は所谓に変める関策に建設している場合、たいは行めまれがあると認められる場合は、当社は直ちに本契約を解除することができること、ま たは信用販売行為の停止、直替金の支払いを留保する等本契約の効力を保留することができるものとします。 3、即盟日は、周川は温度することにより当社に発生した措備について、全で開催するものとします。
- 第29条(本規約に定めのない事項)
- 本規約に定めのない事項については、加盟店は、当社が別途定める規則に従うものとします。
- 第30条(準拠法) 本規約に関する準拠法は、すべて日本国法が適用されるものとします。
- 第31条(合章管轄裁判所)
- 第31条(日本自事報刊所) 加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、当社の本店、支店、もしくは各営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判 所を合意管轄裁判所とするものとします。
- がある最高を表現した。 第37条(規約の変更) 本規約を変更した場合には、当社はその変更内容を加盟店に対して通知すること、または適宜の方法により公表(当社ホームページにおける変更内容の
- 掲載その他合理的方法による)するものとします。当該通知が加盟店に通知された後、または公表がなされた後に、加盟店が、会員に対してカードによる 信用販売を行った場合には、加盟店は、新規約を承認したものとみなし、以降の取扱い等については、新規約が適用されるものとします。 くお問い合わせ先っ
- トヨタファイナンス株式会社 加盟店デスク 03-5617-2622